

独立行政法人北方領土問題対策協会の中期計画の変更について

令和 8 年 1 月
北方対策本部

1. 中期計画の変更について

- 今般、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）から、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、中期計画の変更に係る主務大臣（内閣総理大臣）への認可申請（以下「変更申請」という。）があった。
- 変更申請の内容は、令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号）において、北方領土隣接地域における啓発施設（北方館及び羅臼国後展望塔）の老朽化対策に係る経費が措置されたことを受けて、中期計画の変更を行うもの。
- いずれの変更も当該老朽化対策を行うために必要不可欠なものであり、内容に不適切な点も特段認められないことから、変更申請のとおり認可することとしたい。

2. 計画の変更内容

（1）概要

- ・ 「8.（1）施設及び設備に関する計画」に、施設ごとの改修工事の予定期額及び財源に係る記載を追加。
- ・ 各別紙において定める「中期計画予算」、「収支計画」及び「資金計画」に施設整備費補助金、施設整備費等に係る記載を追加。

（2）理由

令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 号）において、北方領土隣接地域における啓発施設（北方館及び羅臼国後展望塔）の老朽化対策（外壁、屋上防水対策、内装、正面入口、トイレ等の改修工事）に係る経費が措置されたため。

3. 今後のスケジュール

1月中 府内説明

内閣府独法評価等有識者懇の意見聴取（持ち回り）

2月上旬 決裁（事務次官専決）

財務大臣への公文協議 → 北対協への認可通知

<参考条文>

■独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）
(中期計画)

第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 七 剰余金の使途
 - 八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3・4 （略）

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一～三 （略）

四 第三十一条第一項、第三十五条の五第一項、第三十五条の十第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条の規定による認可をしようとするとき。

五～七 （略）